

3. 介護保険・医療保険の訪問看護の報酬体系〔本体部分〕

介護保険

(介護予防) 訪問看護費 〈訪問看護ステーション〉		〈医療機関〉
20分未満* 保健師、看護師 285単位 准看護師による場合 (90/100) ※日中等の訪問における十分な観察、必要な助言、指導を前提に夜間、早朝、深夜に実施。		230単位 (90/100)
30分未満 保健師、看護師 425単位 准看護師による場合 (90/100) PT・OT・ST* 425単位 ※看護業務の一環として行う診療の補助。		343単位 (90/100)
30分以上60分未満 保健師、看護師 830単位 准看護師による場合 (90/100) PT・OT・ST* 830単位 ※看護業務の一環として行う診療の補助。		550単位 (90/100)
60分以上90分未満 保健師、看護師 1,198単位 准看護師による場合 (90/100)		845単位 (90/100)

○次の場合は算定しないこと。

※ 特別指示の日から14日間。

※ 短期入所生活介護、短期入所療養介護若しくは特定施設入居者生活介護又は認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護若しくは地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けている間。

医療保険(平成20年改定後)

〈訪問看護ステーション〉

〈医療機関〉

訪問看護管理療養費	
月の初日7,050円 2～12日目まで2,900円	
訪問看護基本療養費Ⅰ(1回30～90分) 週3日目まで5,550円 (准看護師の場合 5,050円) 週4日目以降6,550円 (准看護師の場合 6,050円)	在宅患者訪問看護・指導料(1回30～90分) 週3日目まで555点 (准看護師の場合 505点) 週4日目以降655点 (准看護師の場合 605点)
訪問看護基本療養費Ⅲ 週3日目まで4,300円 (准看護師の場合 3,800円) 週4日目以降5,300円 (准看護師の場合 4,800円)	居住系施設入居者等訪問看護・指導料 週3日目まで430点 (准看護師の場合 380点) 週4日目以降530点 (准看護師の場合 480点)
訪問看護基本療養費Ⅱ [精神科標榜医の指示で、複数の精神障害者社会復帰施設*等入所者へ訪問] 週3回、1回1～3時間 1,600円 延長(8時間限度に1時間) 400円	精神科訪問看護指導料Ⅱ [精神科標榜医療機関の保健師等が複数の精神障害者社会復帰施設*等入所者へ訪問。] 週3回、1回1～3時間160点 延長(8時間限度に1時間) 40点
※表中の「精神障害者社会復帰施設等」は、平成18年10月以降、障害者自立支援法附則第8条に基づく施設〔生活介護、自立訓練(機能訓練、生活訓練)、就労移行支援、就労継続支援、福祉ホームをさす。	精神科訪問看護指導料Ⅰ [精神科標榜医療機関の保健師、看護師等が、患者・家族の看護又は療養上必要な指導を行う。] 週3回(退院後3か月以内5回)まで575点 急性憎悪時は7日以内の期間1日1回算定可。 さらに1月以内の連続7日間の継続が可能。 複数訪問時加算450点
	精神科退院前訪問指導料 [退院前に患家又は精神障害者社会復帰施設*を訪問し、患者・家族等に指導] 入院中3回(6ヶ月超入院は6回)まで380点 看護師、精神保健福祉士による 共同指導加算320点